

(用語解説)

・普通会計

個々の市町村ごとに各会計の範囲が異なることから、統一的な掌握、比較をするために、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

一般会計と公営事業会計以外の特別会計の純計（普通会計の会計間での繰入、繰出を控除）額を指す。

| 普通会計 | | 公営事業会計 | |
|------|----------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 一般会計 | 公営事業会計以外の特別会計 | 公営企業会計 | 左以外の公営事業会計 |
| | ・学校給食特別会計 ・土地区画整理特別会計 等 | ・水道事業会計 ・病院事業会計 ・下水道事業会計 等 | ・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 |

・地方財政計画

地方団体の歳入歳出総額の見込みに関する書類。前年度に内閣が作成し、国会に提出されるとともに一般に公表されている。

地方財政のあり方は国の予算編成にも大きく影響するため、国、地方を通じた財政全体の姿を明らかにするものとして、重要な役割を果たすものである。

・一般財源

使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

本資料では、便宜上、科目で一律に区別し、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金を指している。

・特定財源

一般財源に対し、使い道が特定されている財源。

本資料では、国庫支出金、県支出金、繰入金、地方債（臨時財政対策債を除く）、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入、交通安全対策特別交付金、国有提供施設所在市町村助成交付金を指している。

・臨時財政対策債

平成13年度から始まった地方交付税の振替措置。いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業に充てずに、一般財源として使用することができる。

償還に要する経費は、全額後年度の交付税で措置される。

・義務的経費

その支出が義務付けられ任意に減らすことのできない極めて硬直性の高い経費。一般的には、人件費、扶助費及び公債費がこれに当たる。

歳出総額に占めるこの経費の比率が高いほど弾力的な支出ができず、財政の健全化を図るうえでの障害となる。

なお、補助費等（一部事務組合への負担金等）や維持補修費等、上記3費目以外にも、義務的経費に近い経費が存在している。

・投資的経費

道路、公園、学校の建設等、その支出の効果が資本の形成に向けられ、建物等将来に残るものに支出される経費。一般的には、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれに当たる。

・財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。経済の不況による税収の減少や災害の発生等による支出の増加に備え、財源に余裕のある年度に積立てをしておくことが求められる。

市町村の財政状況を見る上では、収支の状況のみならず、基金残高の推移にも注目することが重要である。

・減債基金

地方債の償還を計画的に行うために積立てられる基金。